

## 阿南市要綱第45号

### 阿南市離島介護サービス等渡航費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービス（以下「サービス」という）の確保が困難な離島地域の住民の居宅を訪問し、サービスを提供する事業者に対し、離島活性化交付金（平成25年国国離第23-1号）を活用し、渡航費を補助することにより、離島居住者へのサービス提供の確保及びサービス利用促進に資するため、予算の範囲内において阿南市離島介護サービス等渡航費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された阿南市伊島地域をいう。
- (2) 要介護者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1項第2号に該当する被保険者をいう。
- (3) 渡航賃 答島港から伊島港までの伊島連絡船を利用する際の往復運賃（サービスを提供するために必要な資材等の運搬料金を除く。）をいう。
- (4) 介護サービス 介護法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第13項に規定する特定福祉用具販売、同条第24項に規定する居宅介護支援、同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護及び同条第16項に規定する介護予防支援をいう。
- (5) 訪問型サービス 阿南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成30年阿南市要綱第21号）第4条第1項第1号アに規定する介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス並びに、同号ウに規定する介護予防ケアマネ

ジメントをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、離島に居住する要介護者等に対し、介護サービス及び訪問型サービス等を離島へ訪問して提供するサービス事業者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する交付対象者がサービスを提供した際に負担した渡航賃に相当する額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿南市離島介護サービス等渡航費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 阿南市離島介護サービス等渡航費補助金実績報告書（様式第2号）
- (2) 船賃の領収書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書等は、次の表の左欄に掲げる利用期間ごとに、それぞれ右欄に掲げる日までに提出しなければならない。

利用期間	申請期限
上半期（4月から9月まで）	9月末日
下半期（10月から3月まで）	3月末日

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い、当該交付申請の内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、当該交付申請の内容が適正と認めるときは、速やかに、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）に対して、阿南市離島介護サービス等渡航費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、被交付決定者以外の申請者に対しては、阿南市離島介護サービス等渡航費補助金不交付決定通知書（様式第

4号)により不交付の旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに被交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第8条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、被交付決定者に対し、阿南市離島介護サービス等渡航費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、相当の期限を定めてその返還を命ずることができる。

(帳簿等の保存等)

第10条 被交付決定者は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。